

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 7 年度 第 1 回滋賀県最低賃金専門部会
議事録

開催日時	令和 7 年 8 月 5 日（火） 9 時 32 分～11 時 43 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 3 人（定数 3 人） 労働者代表委員 2 人（定数 3 人）（途中出席 1 名） 使用者代表委員 3 人（定数 3 人） 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 片山聡 木下康代 松田有加 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 大西省三 使用者代表委員 池田健 川口剛史 水野透 事務局 青木労働基準部長、足立賃金室長 田原労働基準監督官 辰巳賃金指導官
主要議題	・ 部会長及び部会長代理の選出 ・ 関係労働者等の意見聴取について ・ 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について ・ 最低賃金に関する基礎調査の結果等について ・ 今後の滋賀県最低賃金のあり方について ・ 滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事録	別紙のとおり

○足立室長

ただ今から、令和7年度 第1回 滋賀県最低賃金専門部会を開催いたします。

専門部会委員の皆様におかれましては、大変暑い中、ご出席ありがとうございます。

委員の出席状況は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の計7名のご出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定に基づき、3分の2以上の出席となりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が5名おられましたので、本日、傍聴されていることをご報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

また、本日は、第1回目の専門部会ですので、部会長が決まるまでの間は、事務局が議事進行をいたします。

それでは、まず初めに滋賀労働局労働基準部長、青木よりご挨拶申し上げます。

○青木部長

本日は、大変ご多用のところ、また厳しい暑さの中、第1回専門部会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、今回は中央での目安が例年と比べ遅くなりましたことから、改めて日程調整をさせていただくなど、お手数おかけしましたことをお詫び申し上げますと

ともに、ご回答を速やかにいただきましたことに、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

今年度の地域別最低賃金改定を目安額については、中央での7回にわたる小委員会での審議を経まして、昨夜、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申されました。

その内容につきましては、後ほど担当から説明いたしますが、結果としては引上げ額がAランクで63円、滋賀県が含まれますBランクで63円、Cランクで64円となっており、これは、最低賃金が時間額で示すこととなった2002(平成14)年以降、過去最高を目安額となっております。

最低賃金は、骨太の方針などにおいて重要な政府目標となっており、昨今の物価上昇や春闘における賃上げ水準などの情勢と相まって、社会的注目が、かつてないほど高まっているところであります。

委員の皆様には、中央で示された目安を参酌しつつ、あらゆる視点から滋賀県最低賃金の具体的な金額審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、連日の猛暑の中、さらにお盆前という大変お忙しい時期に、集中的な審議、御議論をお願いすることとなり、皆様には大変御負担をおかけすることになりますが、事務局といたしましても、審議の円滑な運営に向け、最大限の努力をしてまいりますので、何卒、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが専門部会開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○足立室長

それでは、議題(1)「部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。選挙の方法につきましては、慣例により、委員から推薦を頂き、全ての委員の同意をもって決定しております。本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

ご賛同をいただきましたので、僭越ですが、事務局から提案させていただきます。

部会長には木下委員を、部会長代理には片山委員を提案しますがいかがでしょうか。

〔特に意見なし〕

では、部会長には木下委員に、部会長代理には片山委員ということでよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

ご賛同をいただきましたので、部会長には木下委員が、部会長代理には片山委員ということでよろしくお願いいたします。

それでは、以後の議事進行は、木下部会長にお願いいたします。

○木下部会長

木下でございます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、議題２「関係労使の意見聴取について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○足立室長

今年度の滋賀県最低賃金の改正審議に当たり、最低賃金法第 25 条第 5 項及び最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされ、7 月 28 日までに審議会に意見書を提出すべき旨を滋賀労働局一般公示第 21 号により公示した結果、令和 7 年 7 月 16 日に一般社団法人滋賀

県タクシー協会 会長 田畑 太郎様、7月24日に滋賀県労連・滋賀一般労組書記長 金森祐紀様、同じく7月24日にコープしが労働組合執行委員長 山田博也様、同じく7月24日に滋賀県医療労働組合連合会 執行委員長 浜田 美子様から意見書の提出があり、資料No.3としてお手元に配布しております。

○木下部会長

それでは、意見書の提出のあった4団体のうち3団体から、ご意見をお伺いします。

まず、滋賀県労連・滋賀一般労組の金森祐紀様、意見陳述席までお進みください。

陳述人は、氏名、所属、役職等を名乗られた上で、10分以内でご意見を述べてください。

よろしくお願いします。

○金森陳述人

滋賀県労連・滋賀一般労組の書記長 金森祐紀です。

今回この場を与えていただいたことに感謝いたします。

滋賀地方最低賃金審議会への意見。私たち滋賀県労連・一般労組は「8時間働けば人間らしく暮らせる」社会・賃金の実現を求め、現在の貧困と格差が広がる社会を変えようと取り組んでいます。以下の通り意見を述べます。

最低賃金の引き上げは経済の好循環に

現行の低い最低賃金は、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことから困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。

労働条件の改善、労働者の生活の安定をはじめ最賃法が目的とするいずれにも寄与しきれていないのが実態です。

最賃近傍で働く労働者の状況について

急激な物価高騰のなか、最賃近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。

清掃関連の事業所で契約社員として働く私たちの組合の組合員（50代、一人暮らし）は、正規職員と同じ時間数働き、無期転換されていますが、賃金は最賃近傍でこれまで賃上げはないか、わずかでした。労働組合活動での要求が実り、2年ぶりに賃上げが実現しました。今回約10%の引き上げで最賃近傍は脱しましたが、物価高を大きく超える額ではなく、とりわけ医療費がかさむと生活が困難になると言い、家電製品など家財の更新時に頭を痛めると嘆きます。正規労働者の引き上げ幅はそうではありません。一時金でも差がついています。

この会社は団体交渉時にこれまでの非正規労働者の賃上げは最賃引き上げによってのみ進めてきた、とし、従業員の生活も考え制度を見直すとしています。非正規労働者の賃金水準は事業所の業績とは切り離され、ほぼ最賃の引き上げ幅だけと連動しているところも少なくありません。「それでいい」という価値観からの転換が求められています。

低すぎる水準は容認できない

あるべき最低賃金の水準は人間らしく暮すのに最低必要な水準をテーブルに乗せて審議するべきです。でなければ最低賃金法の目的である、「労働条件の改善」「労働者の生活の安定」「労働力の質的向上」「事業の公正な競争の確保」「国民経済の健全な発展」を実現するために経営者を法で規制する制度としての役割をまったく果たし得ないのではないのでしょうか。現在の地域別最低賃金制では、最高額の東京（1163円）と最低額の県（951円）との差は縮んだとはいえ、依然212円もあり、地方から都市部人口流出し、地域経済が疲弊していく要因の1つです。滋賀は通勤圏の兵庫、大阪、京都、三重よりも低く、加重平均（1055円）よりも38円低くなっています。私たちの全国の仲間の調査で、人間らしく生活するのに必要な賃金はいくらなのかを試算し続けていますが、その結果は、時給で1700円～1900円台（月額で25万円から28万円）で2000円に迫ることが明らかになっています。加えて、東京や大阪などの大都市だけではなく、全国どこでも同様の水準の賃金がなければ人間らしい生活はできないと示しています。私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために全国一律最低賃金制であるべきだと考えます。

おわりに

昨年答申の３点の要望は重要であると考えます。審議会の意見に敬意を表するとともに、引き続きこれからも賃金引き上げに関する支援策の向上について声を上げていただくことをお願いします。

以上のことから、滋賀地方最低賃金審議会の皆さんが最低賃金近傍で働く労働者の姿を十分捉え、貧困と格差を解消する力となり、私たちの仲間の最低賃金試算調査が示す時間額１，５００円以上へと早期の引き上げと、全国一律へと政府に意見審議されることを心から期待します。以上意見とします。ありがとうございました。

○木下部会長

委員の皆さん、ただ今のご意見について、何かご質問等ございますか。

〔意見、質問等なし〕

ありがとうございました。本日述べられたご意見は、審議の参考といたします。

続いて、コープしが労働組合 執行委員長 山田 博也様、意見陳述席までお進みください。陳述人は、氏名、所属、役職等を名乗られた上で、１０分以内でご意見を述べてください。よろしくお願いします。

○山田陳述人

コープ滋賀労働組合 執行委員長の山田です。よろしくお願いします。

コープしが労働組合は、生活協同組合コープしがと生協関連職場で働くなかまを組織しており、その６割を超える仲間が非正規雇用労働者となっています。運動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と同一労働同一賃金、均等待遇の実現、どこでもだれでも８時間働いたら「ふつう」に暮らせる社会をめざし、全国一律最低賃金制と最低賃１，５００円以上実現を求めています。

昨年の滋賀地方最低賃金審議会での議論の結果、５０円の引き上げが行われま

した。

そのため、最低賃金の近くで働く労働者を中心に賃金が改善されつつあり、仲間からは歓迎する声があがっています。しかし、物価を考慮した実質賃金はマイナスのままで、生活の改善にはつながっていません。それに改定後の最低賃金の最高額は、東京の1,163円と滋賀県の1,017円との差146円もの開きがあるだけでなく、全国加重平均からも38円低くなっています。全労連が取り組む「最低生計費試算調査結果」によると、全国どこでも物価高騰が続くなか、直近の京都や東京の再試算結果では時給で1,900円必要との試算結果が公表されました。私たち全労連が求めている全国一律1,500円を大きく超える状況となっています。その点からも最低賃金を早急に1,500円にすることが求められていますし、地域間の格差をなくすことも求められています。「全国どこでも同じ」水準は、地域別最低賃金制度・目安制度の抜本的な改善に関わるものであり、目安制度そのものの廃止を求めるものです。

生計費原則に基づき、賃金が増えれば、一部は消費に回り企業収益にもつながり、地域経済の好循環にもつながります。また、最低賃金の引き上げに際しては、充実した中小企業支援策の強化が求められます。

この異常な物価高騰のもとで、暮らしに必要なものの値段が継続的に上がっています。帝国データバンクによれば、飲食料品の値上げの勢いは、前年に比べて大幅に強まり、人々の節約志向は高まる一方です。しかし、それにも限界があり大多数の人が悲鳴をあげています。審議会での審議では、家計を圧迫している物価高騰から暮らしを守ることを最重点課題と位置づけて、最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差の是正を視野に議論いただくよう求めるものです。

○木下部会長

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただ今のご意見について、何かご質問等ございますか。

〔意見、質問等なし〕

ありがとうございました。本日述べられたご意見は、審議の参考といたします。

それでは、陳述人は、傍聴席の方にお戻りください。

続いて、滋賀県医療労働組合連合会 執行委員長 浜田 美子様、意見陳述席までお進みください。

○浜田陳述人

滋賀県医療労働組合連合会 執行委員長 浜田美子です。

私たちは、滋賀県内の医療及び介護の労働組合で作る連合会の滋賀県医労連です。私たちは、日々の業務を通じて県民の生命と健康を支えることに誇りを持っています。しかし、現在の労働環境、とりわけ賃金水準に対して強い危機感を抱いており、ここに意見を表明いたします。

滋賀県のケア労働者の暮らしを守る事と県民の命や暮らしを守るために、滋賀県の最低賃金を可及的速やかに時給 1,500 円へ引き上げることを強く要請いたします。以下にその理由を詳述します。

1. 深刻化する医療・介護分野の人手不足

滋賀県でも高齢化が急速に進行しており、医療・介護サービスの需要は増大の一途をたどっています。一方で、現場を支える人材は慢性的に不足しており、その状況は極めて深刻です。県の調査によれば、2025 年には約 3,200 人の介護職員が不足するとの報告があります。また、介護関係の有効求人倍率は全産業の平均を大幅に上回っており、多くの事業所が職員の不足を訴えています。

滋賀県の看護職員需給推計によると、2025 年には 709 人から 2,097 人の看護職員が不足すると見込まれており、看護師不足により病棟を閉鎖する病院もあります。

このような人手不足は、残された職員一人ひとりへの過度な負担増を招き、労働環境の悪化と離職率の上昇という悪循環を生み出しています。結果として、提供されるべき医療・介護サービスの量と質に大きな影響を与える可能性があります。

2. 京都・大阪などの都市部への労働力流出と賃金格差

人手不足の大きな要因の一つに、より高い賃金を求めて京都府(最賃: 1058 円)や大阪府(同: 1114 円)などの大都市部へ労働力が流出している現状が挙げられます。隣接する大都市圏との賃金格差は、特に若年層の県外流出を加速させています。

滋賀県の最低賃金:時給 1,017 円では、日々の生活を支える上で十分な水準とは到底言えません。医療や介護の賃金は他産業より低く、最低賃金付近で働く労働者も少なくありません。多くの非正規労働者や若者にとって実質的な生活給の基準となっています。この水準が低いままでは、県内で働き、生活していくという選択肢、医療や介護の職が選択肢から外され、人材の他職種や県外流出に歯止めがかからなくなります。

3. 政府方針との整合性と早期実現の必要性

政府は、最低賃金の全国加重平均を 2020 年代半ばまでに 1,500 円にするという目標を掲げています。物価高を上回る賃上げを実現することが必要であることを認めているものです。

この政府目標は、私たちが求める「時給 1,500 円」と軌を一にするものです。しかし、人手不足が喫緊の課題である医療・介護現場の窮状を鑑みれば、「2020 年代半ば」という悠長な目標達成を待つ余裕はありません。滋賀県の経済と社会基盤を維持するためにも、かつ速やかに実現することが不可欠です。

4. 医療介護労働者の社会的役割に見合った賃金を

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の 2023 年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は 117,600 円低い実態にあり、さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で 76,092 円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしていま

す。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

一方で報酬の影響で医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、全国では、一時金引き下げる回答も増えるなど、経営悪化のしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。

このような状況が長引くことで、医療、介護現場で働く労働者の心身の疲弊も限界を超え、看護師対象のアンケートでは、「慢性疲労」8割、「仕事を辞めたい」8割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態が続く、人手不足により職場環境が悪化しています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足を改善することはできません。このまま、この状態が続けば、医療職、介護職が選ばれない職業となり、地域から病院、介護施設がなくなり、県民の要求に応える医療・看護・介護の提供は今後、困難といわなければなりません。

以上の理由から、滋賀県の最低賃金を早期に時給1,500円へ引き上げることが、医療・介護従事者の生活を守り、深刻な人手不足を解消するための極めて重要な施策であり、ひいては質の高い医療・介護サービスを維持し、全ての県民が安心して暮らせる社会を築くための礎となります。

滋賀地方最低賃金審議会におかれましては、現場の切実な声に真摯に耳を傾け、私たちの生活と滋賀県の未来を守るための英断を下していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

○木下部会長

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただ今のご意見について、何かご質問等ございますか。

〔意見、質問等なし。〕

ありがとうございました。本日述べられたご意見は、審議の参考といたします。

す。

関係者からの意見聴取は以上です。

その他に本日までに当審議会に、一般社団法人滋賀県タクシー協会会長から意見書の提出がありましたので、皆さま、資料No.3を確認しておいてください。提出のあった意見書は、審議の参考といたします。

それでは、次の議題（３）「中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について」です。事務局から説明をお願いします。

○足立室長

昨日、８月４日、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に行われました本年度の地域別最低賃金額改定の目安の答申について、伝達させていただきます。資料No.4、15ページからになります。

今年の目安小委員会は7回にわたり、調査審議を行いました。目安額について労使の合意が得られず、目安を定めるに至りませんでした。目安に関する公益委員見解及び目安小委報告を地方審議会に提示することとされたもので、地方審議会における審議では、公益見解を十分参酌して審議を行うことが厚生労働省から指示されております。

目安額はA・Bランクでは63円、Cランクでは64円となっており、その根拠となった「最低賃金決定の3要素」について、述べられておりますので、資料の方で確認願います。

また、答申の別紙1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解の2（1）カ、通しページ26ページとなります。地方最低賃金審議会への期待等において、「・・・目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金による引上げの影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」とあります。

ここ数年、目安の答申に合わせて、中賃会長のビデオメッセージが配信されておりましたが、今年は昨日の答申が、夜遅くになったこともあるのか、今現在メ

ッセージは届いておりませんが、今日からの3回の専門部会や、8月8日の本審までに届けば視聴していただく機会を設けたいと思います。

以上となります。

○木下部会長

ただ今の事務局の説明について、何かご意見、ご質問はありませんか。

[意見、質問等なし。]

では、次に、議題（４）「最低賃金に関する基礎調査の結果等について」です。

事務局から説明をお願いします。

○田原監督官

別冊資料２となっております「令和７年 最低賃金に関する基礎調査結果」について説明させていただきます。

この調査は、地方最低賃金審議会における最低賃金改正の審議資料に資するため、産業、事業所規模、就業形態、性別、年齢階級別に労働者の賃金分布を把握することによって、特に低賃金労働者の実態を明らかにすることを目的として実施しているものでございます。

令和７年６月分の賃金について回答を得たデータを母集団労働者数に復元して集計したものとなっております。

１ページは「年別・男女別賃金特性値及び未満率・影響率の推移」となっています。

第１・二十分位数は、全体の２０分の１の順位（５％）にあたる数値となっており、前年の最低賃金額に近い値となっております。第１・十分位数は、全体の１０分の１の順位（１０パーセント）にあたる数値、第１・四分位数は全体の４分の１の順位（２５％）にあたる数値となっており、中央にあたる数値が中位数となっております。

総括表（１）については、事業所規模別、年齢別に、総括表（２）については性別、年齢別に現行の最低賃金額から１０円を差し引いた１,００７円から２,０００円までの間における賃金階級ごとの労働者数を表しております。

賃金階級は１,１１７円までは１円刻み、１,２００円までは１０円刻み、以降は１００円刻みとなっております。

合計欄の上段が累積労働者数、下段が累積構成比となっております。

資料２ページの全労働者の１,０１６円の累積構成比を見ていただきますと、１.９となっており、この数字が現行最低賃金の未満率となります。

１３ページからが最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表となっております。

資料は、１ページからが「一般労働者・パート計」、１８ページからが「一般労働者」、３１ページからが「パート」となっております。

○木下部会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はありますか。

〔意見、質問等なし。〕

続いて、次の議題（５）「今後の滋賀県最低賃金のあり方について」です。

今年度の滋賀県の最低賃金がいかにあるべきかについて、あらかじめ労使から忌憚のない意見を表明していただくことは、今後の金額審議を円滑に進める上で必要なことと考えられますので、令和６年度の滋賀県最低賃金のあり方について、労使双方からご意見をお伺いしたいと思います。

まず、労働者側からよろしくお願いします。

○相澤委員

労働者側から全体的な考え方を申し上げます。今年の春闘は四半世紀に及ぶ慢性デフレに終止符を打って、動き始めた賃金・経済、物価を安定した巡航軌道に乗せる年と位置付けて、すべての働く人の持続的な生活向上を図り、我が国の経済社会の新たなステージを定着させるための社会的うねりを作っていくことの認

識をもって取り組んできました。日本全体の生産性向上につながる「人への投資」、継続的な賃上げの必要性について、企業の労使間において問題意識を共有できたことが33年ぶりの5%台の高い水準と言われた昨年をさらに上回る賃上げに結びついたと考えています。

7月の連合本部の取りまとめでは、5.25%の賃上げ率となりました。しかし、新たなステージに移った日本経済を安定した巡航軌道に導くためには、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、賃上げの流れを社会全体に波及させていくことが必要だと考えています。

加えて最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと思っております。また、地方における労働需給が安定的な人材確保が困難になりつつある今、現行の各地域の最低賃金で採用するのは困難であり、賃金水準の向上、最低賃金の引上げこそが企業の競争力、存続可能性の確保につながるという視点が重要であると言えます。特に今年の春闘の情勢から大企業のみならず、中小企業での初任給の引上げも多くされており、こうした状況を鑑みれば、大企業に比較して中小企業の経営は人に頼る部分が大きく、人への投資が人材確保・定着など今後の事業継続を見据えた、生き残りをかけた一つの要素であるにとらえています。

一方で最低賃金の地域間格差について、滋賀の最低賃金の水準が近隣県に比べて低位であるということが、若年層・女性が都市部へ流出する誘因となっています。地域の人口減少、労働力不足を加速させ、中小・零細企業の事業継続・発展にも厳しさに拍車をかける一因となっていると考えます。その結果、地域経済の維持が困難になり将来的な地域社会の持続可能性が損なわれる事態にもなりかねません。

地域別最低賃金は生存権を確保したうえで労働の対価にふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければなりません。現在、最低賃金は絶対額として最低の生計費を賄っていない状況であります。昨年の改定以降、消費者物価指数は足元で4%強の高水準を推移しており物価の上昇基調は続いております。「頻繁に購入する品目」の消費者物価指数は、この間高騰してきた米が含まれておらず、最賃近傍で働く労働者の暮らしは、昨年以上に苦しいにとらえています。

経済の好循環を進めていくうえで日本の GDP の 6 割が個人消費といわれており、個人消費の拡大に大きく寄与して、企業や社会機能を支える使命感を持って、懸命に働き続けているすべての労働者の努力に報いるためにも最低賃金の確実な引上げを行うとともに地域間の格差の是正も大きな課題です。

政府は 2020 年代に全国加重平均 1,500 円を目指すとしております。労働者側としては、中賃の目安 B ランク 63 円となりました。全国が目安どおり引き上げられると全国加重平均が 1,118 円と言われており、現行の滋賀県の最賃額との差は 101 円となります。

こういったことから、これまでのご意見も踏まえながら真摯に審議に臨んでいきたいと思っております。

○木下部会長

次に使用者側、いかがでしょうか。

○池田委員

まず、本日、陳述していただいた意見について、真摯に受け止め慎重に、丁寧に審議させていただきます。

それでは、最低賃金のあり方について、使用者側の考え方を申し上げます。

まず、使用者側として成長と分配の好循環の実現に向け、賃上げは必要と認識しております。消費者物価の上昇が続く現状もよく認識しております。2025 年度の春季労使交渉では、昨年を上回る賃上げとなりました。

しかしながら賃金の急激な引上げは、労働雇用、経営への影響が大きく、慎重な議論が必要です。賃上げを実施している企業においても、業績の改善が見られないが賃上げを実施する「防衛的な賃上げ」の割合が高くなっており、将来への投資の原資である利益を削っている状況が窺えます。本年は米国関税措置など例年以上に経営環境が見通せない状況にあり、特に中小企業がおかれている厳しい経営環境を十分に踏まえた審議が不可欠であると考えております。

昨年 2024 年の滋賀県最低賃金は金額で 50 円、率で 5.17% の大幅な引上げで 1,017 円となりました。引上げ額は過去最高、率でも 1982 年以来の大幅な引上

げでした。本年 2025 年の中央最低賃金審議会から示された B ランクの目安は 63 円とさらに大きな数字となっております。2025 年の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」では、“2020 年代に全国平均 1,500 円と言う高い目標達成に向け”とありまして、政府の「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に基づく施策パッケージがうたわれ、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は政府の補助金における重点的な支援を行うことなども言及されています。それをよく認識し、配意しつつも最低賃金法に定める 3 つの要素、労働者の生計費、賃金、通常に事業の賃金支払い能力について、データに基づいた議論をしてまいりたいと思っております。

使用者側としては、滋賀県の足元の物価上昇、春季労使交渉の結果、そして「賃改定状況調査結果第 4 表賃金上昇率」を踏まえ、議論をしていく考えです。特に 3 要素を総合的に表している「賃改定状況調査結果第 4 表賃金上昇率」を最も重視する基本的な考え方に変わりはありません。

例年の繰り返しになりますが、地域別最低賃金は最低賃金法を根拠とし、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される罰則付きのものであり、各企業の経営判断による賃上げとは意味合いが異なるものであります。冒頭に申し上げましたとおり使用者側としても「成長と分配の好循環」実現に向け賃上げは必要だと認識しておりますが、引上げ幅に関しましては、事業の継続と従業員の雇用維持の観点から慎重に審議に臨んでまいりたいと思っております。

○木下部会長

ありがとうございました。

各委員から、ご質問、ご意見等何かございましたら発言をお願いします。

〔質問・意見なし。〕

それでは、議題（６）「滋賀県最低賃金の改正決定について」で、これから金額審議に入りますが、例年どおり労使個別に公益側に来ていただいて協議を進め

るということで今年度もよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

それでは、今年度もそのように進めます。

では、どちらから先に協議させていただきますでしょうか？

例年は労働者側から行っておりますので、今年もそれでよろしいですか？

〔異議なしの声〕

では、労働者側、検討の時間は何分くらい必要ですか？

○労働者代表委員

15 分をお願いします。

○木下部会長

それでは、専門部会を休会とし、公・労の個別協議を 10 時 30 分から行います。

事務局から控え室について説明をお願いします。

○足立室長

協議にあたりまして、待機していただく場所は、労働者側は「4F：TV会議室」を、使用者側は「5階：労働基準部長室」を用意しております。それぞれ職員が案内いたします。

また、傍聴の方につきましては「4F：あっせん室」用意しておりますので、私がお案内いたします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○木下部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側からは政府の基本方針や物価の上昇率などを加味した賃上げの議論が必要ではないかという主張がありました。

また、使用者側からは地方の実情に即した議論と労働者 30 人未満の中小・小規模事業者の賃上げ率を参考にすべきではないかという主張がございました。

というところで、本日は合意に至りませんでした。

次回は労使共に歩み寄りいただき、結審に向けてご協力をお願いします。

なお、次回の個別協議は、使用者側から始めますので、ご準備よろしく願いします。

最後に、議題（７）「その他」として、委員の皆さまから何かありますか。

〔意見等なし。〕

事務局から何かありますか。

○足立室長

第２回専門部会ですが、明日８月６日（水）午前９時３０分から、この場所で開催しますので、よろしくお願いします。

○木下部会長

それでは、本日の第１回滋賀県最低賃金専門部会は、これで終了します。

お疲れ様でした。